

子ども・子育て支援新制度について

平成25年8月27日
四日市市こども未来部こども未来課

< 目次 >

1 . 子ども・子育て支援新制度の要請の背景	1P
2 . 新制度の成立までの動き	2P
3 . 新制度が目指す3つの目的	3P
(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	3P
(2) 保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善	4P
(3) 地域の子ども・子育て支援の充実	6P
(参考) 内閣府資料	7・8P
4 . 幼保連携型認定こども園制度の改善	9P
5 . 共通の財政支援の仕組み	12P
6 . 市町村子ども・子育て支援事業計画	16P
7 . 今後のスケジュール	20P

1. 子ども・子育て支援新制度の要請の背景

1

○急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・ 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・ 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・ 家族関係社会支出の対GDP比の低さ

（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）

○子育ての孤立感と負担感の増加

○深刻な待機児童問題

○放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○OM字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・ 待機児童の解消
- ・ 地域の保育を支援
- ・ 教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

2 . 新制度の成立までの動き

平成22年9月

少子化社会対策会議のワーキングチームが発足

平成24年2月13日

「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」公表

平成24年2月17日

2 社会保障・税一体改革大綱が閣議決定され、大綱では、『新システムを創設し、子どもを産み、育てやすい社会を目指す』との内容が盛り込まれる。

平成24年3月2日

「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

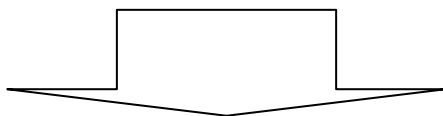
平成24年3月30日

社会保障・税一体改革関連法案として、子ども・子育て関連の三法案が消費税関連法案とともに、国会に提出される。

平成24年8月10日 子ども・子育て関連の三法案が成立

3 . 新制度が目指す 3 つの目的

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の 総合的な提供

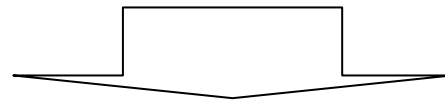


幼児教育と保育を一体的に提供する
「認定こども園」制度の改善

(2) 保育の量的拡大・確保と教育・保育の 質的改善



新制度の創設に、約0.7兆円の財源確保
消費税収の用途は、年金、医療、介護から
社会保障4経費として子育て分野にも拡充



保育等の量の拡充（約0.4兆円）

- ・待機児童が発生している地域の施設整備等を促進。
- ・「認可」のしくみを改善し、地域型保育への給付を新たに創設し、提供される保育の量や種類を増やす。

保育等の質の改善（約0.3兆円）

- ・職員の処遇や配置に関する改善などを図る。

認定こども園、幼稚園、保育所への財政支援を
「施設型給付」として一本化

小規模保育、事業所内保育等への財政支援を
「地域型保育給付」として新たに創設

5

地域型保育給付の対象（満3歳未満の子どもに限る）

小規模保育・・・6人以上19人以下

家庭的保育・・・5人以下（保育ママ）

居宅訪問型保育・・・子どもの居宅で保育する

事業所内保育・・・従業員の子どものほか地域の
子供を保育

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度では、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、次の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、法律上に位置づけています。

6

利用者支援
地域子育て支援拠点事業
一時預かり
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業その他
要支援児童、要保護児童等
の支援に資する事業
ファミリー・サポート・センター事業
子育て短期支援事業

延長保育事業
病児・病後児保育事業
放課後児童クラブ
妊婦健診
実費徴収に係る補足給付を行う
事業
多様な主体が本制度に参入する
ことを促進するための事業

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



7



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

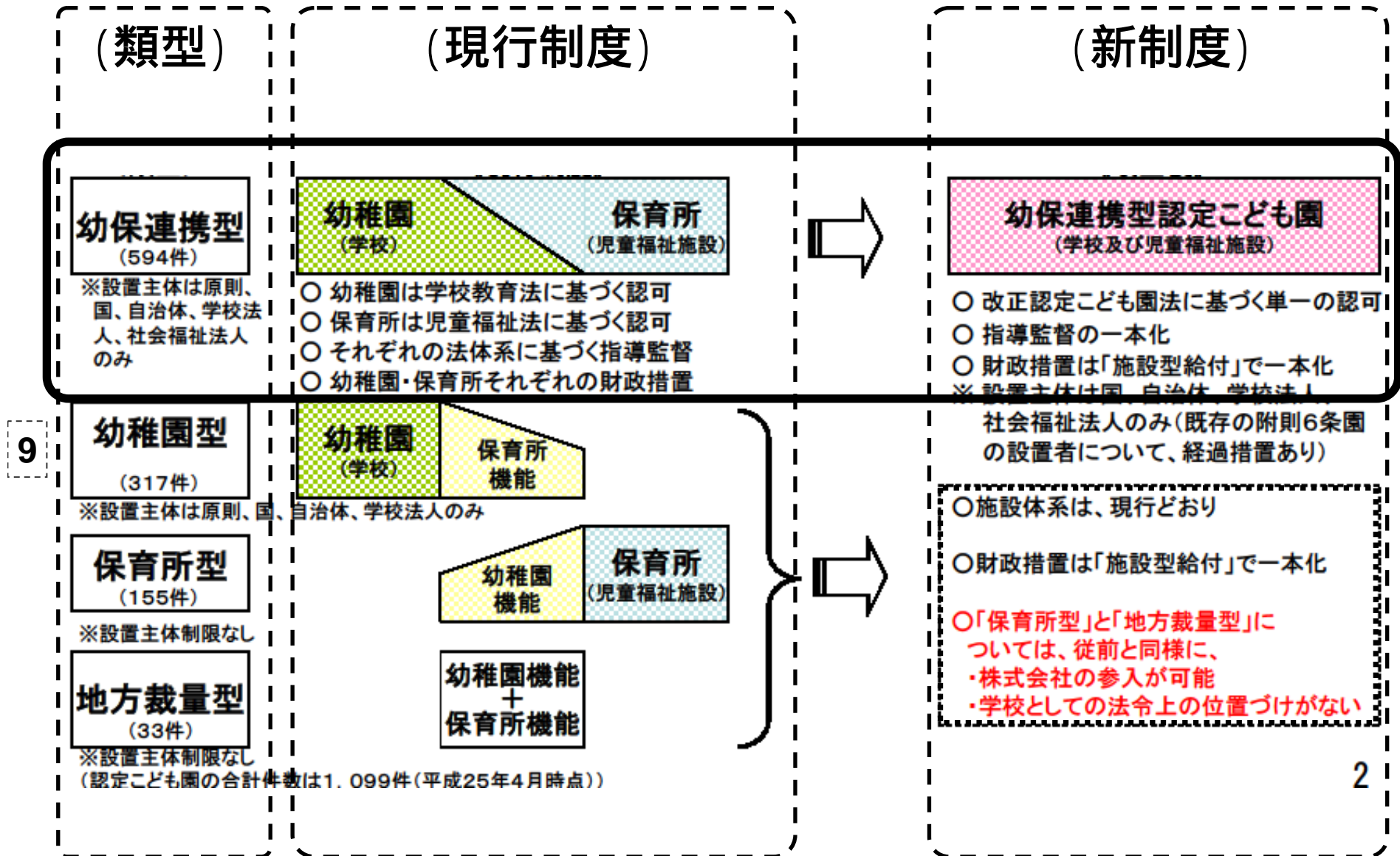
■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

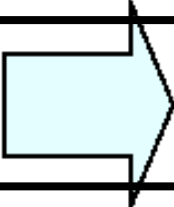
※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

4. 幼保連携型認定こども園制度の改善



＜現行制度＞

＜新制度＞

	現行の幼保連携型 認定こども園		新たな幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法		認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。		国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)		都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消 【認定こども園】認定の取消		立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準		幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)		施設型給付(市町村)が基本
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)		市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

幼保連携型の改善ポイント

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

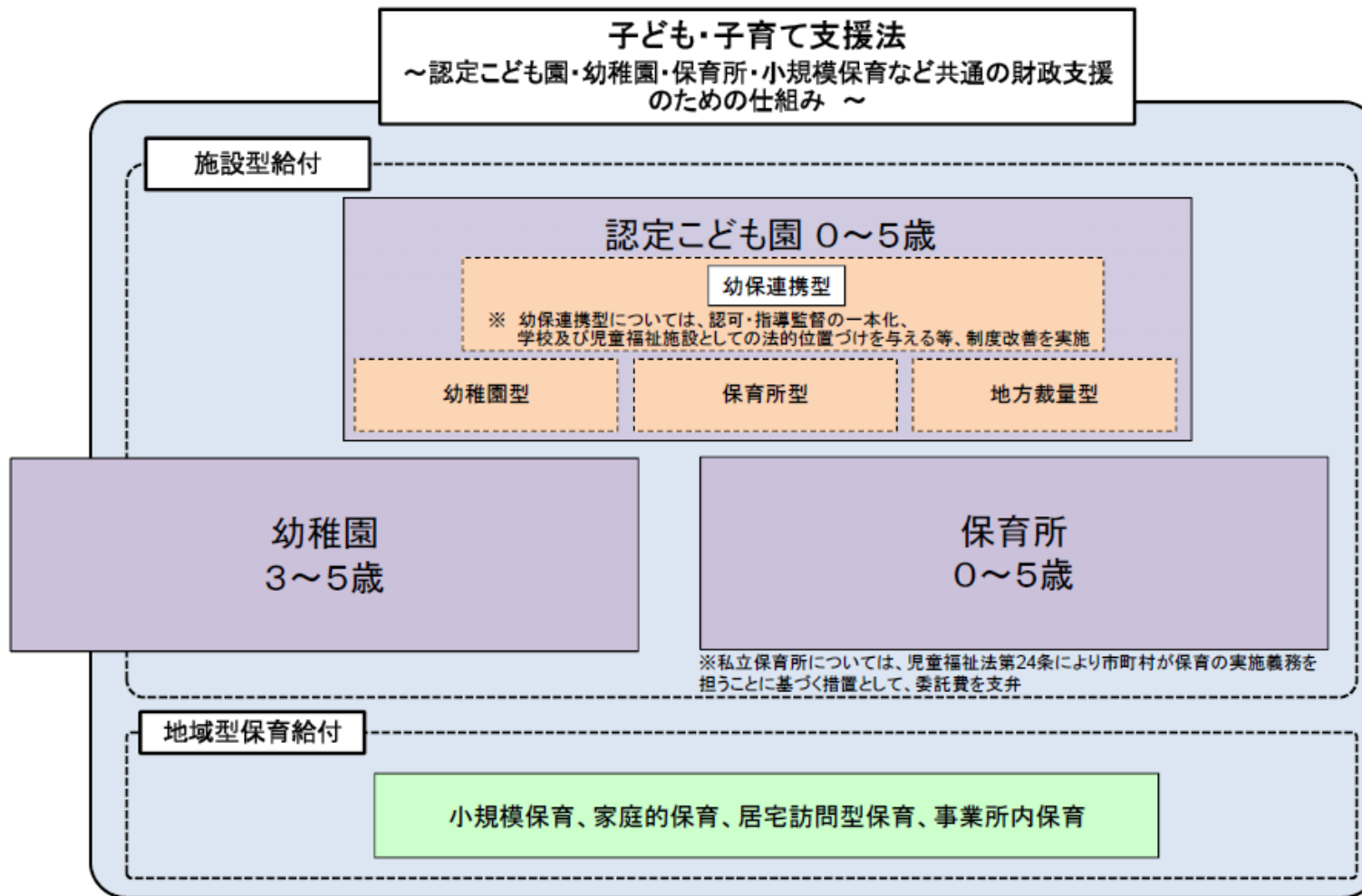
行政からの財政支援が、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」に一本化。

認可手続・権限が一本化

既存の幼稚園、保育所からの移行は任意。

5. 共通の財政支援の仕組み

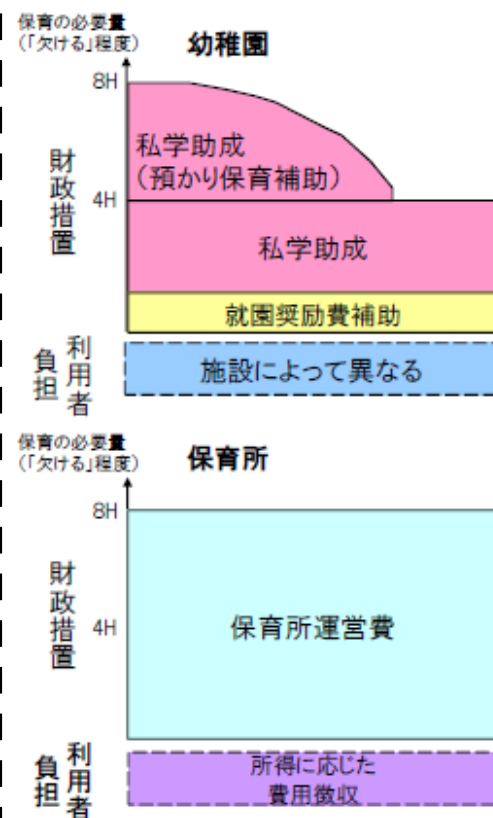
(1) 給付の対象となる施設を図示



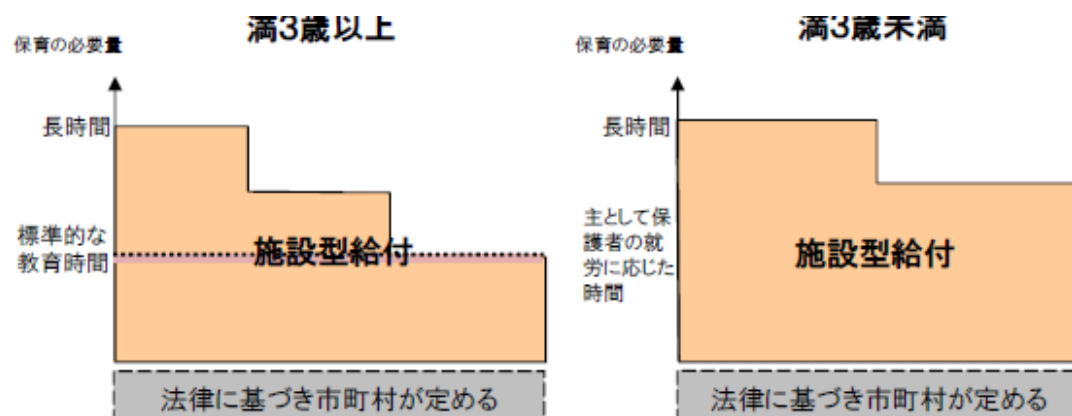
(2) 施設型給付の創設の概要図

13

(現行制度) 私立施設の場合



(新制度)



- 給付に係る財政措置(給付費)のは次のとおり。
 私立施設…国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 公立施設…市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)
- 私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。
- 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続。

※従前の国・地方からの円滑な移行が可能となるよう、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある。

※上記のほか、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置
 ※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

10

(3) 給付の対象となる施設・事業

新制度では、認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。

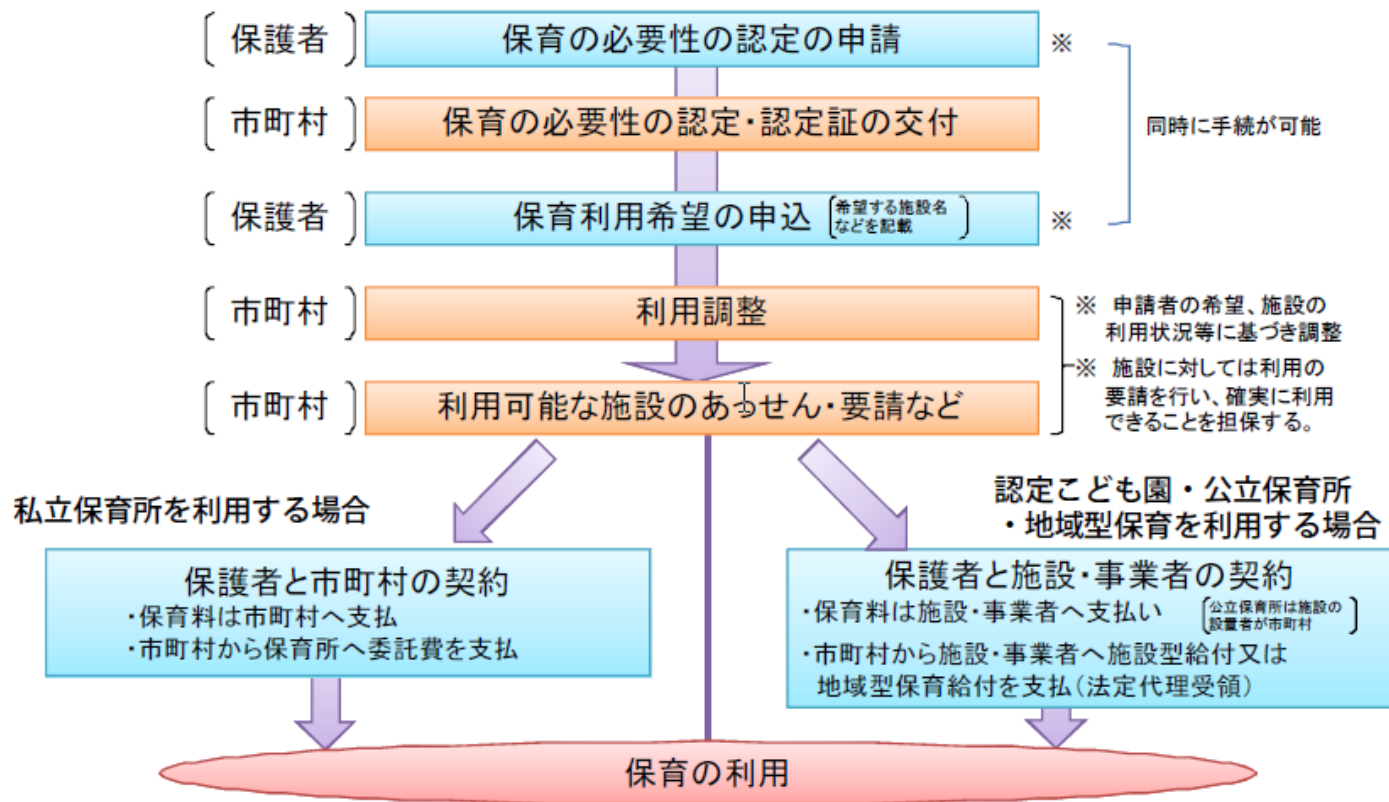
14

具体的には、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する。

(4) 施設型給付の利用手続き・手順

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が「保育の必要性」を認定したうえで給付を支給する。保護者に対する個人給付は、施設が法定代理受領。当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。

市町村が利用調整を行った上で、利用者と施設が直接契約。（保育料は施設が利用者から徴収。）ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。（保育料は市町村が徴収。）



6. 市町村子ども・子育て支援事業計画

< 計画のポイント >

市町村は、国の基本指針で基本的事項等を踏まえ、子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、新制度の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要の「量の見込」
提供体制の「確保の内容」
「実施時期」

16

を盛り込んだ『市町村子ども・子育て支援事業計画』を策定し、計画をもとに、給付・事業を実施する。

5年ごとに計画を策定

子どもの数、子どもの保護者の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成するよう努めること。

17

計画を定め、又は変更するときは、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

< 必須記載事項 > 区域の設定

量の見込み、確保の内容・実施時期

18

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

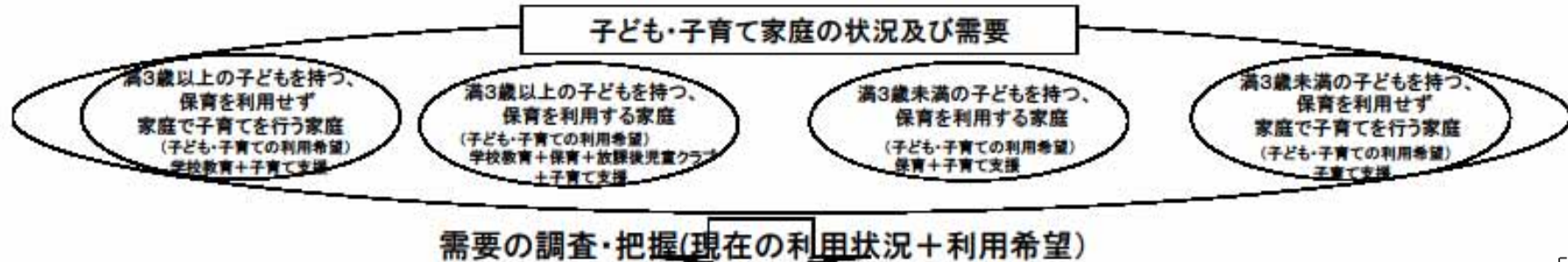
不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども
・子育て支援の推進方策

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

四日市市子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュール(案)

